

都市再生整備計画(第2回変更)

栄・伏見・大須地区(第3期)

愛知県 名古屋市

令和8年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	愛知県	市町村名	名古屋市	地区名	栄・伏見・大須地区(第3期)	面積	571 ha
計画期間	令和 7 年度	～	令和 11 年度	交付期間	令和 7 年度	～	令和 11 年度

目標
 大目標:世界に冠たる「NAGOYA」の象徴たる都市空間の形成
 目標:回遊性向上・にぎわい創出の相乗効果による風格と魅力ある都市空間の形成

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況
 ・栄地区は名古屋の大きな2つの中心核の一つとして商業機能や娯楽機能が集積する地区であり、当地区は長らく名古屋一の商業地としての役割を担ってきたが、近年、名古屋駅前の開発が進み、商業地としての地位は相対的に低下しつつある。
 ・リニア中央新幹線の開業を契機として、大都市都心部の中心核となる名古屋都心部魅力向上をさらに進めることが急務となっており、地区の個性を活かした魅力向上を図ることが必要である。
 ・平成16年3月、本市は、続く20年間に於ける都心部のまちづくりの指針となる「名古屋都心部将来構想」を定め、栄周辺地区のまちづくりを推進してきた。
 ・平成23年12月に策定した「名古屋都市計画マスタープラン」では、「栄・伏見・大須」地区を重点地域の一つとして都心部の機能強化につとめることとした。
 ・平成25年6月には、栄地区のまちづくりの基本方針を示す「栄地区ランドビジョン～さかえ魅力向上方針～」を策定・公表し、「公共空間の再生」「再開発の促進」「界限性の充実」の3つの方針に沿ってまちづくりをすすめている。
 ・令和2年6月には「名古屋都市計画マスタープラン2030」を策定し、栄・伏見・大須地区を含めた都心部における「拠点のまちづくり」をすすめることとしている。
 ・栄ミナミアリアにおいては、これまでの地域活性化などの取組みを経て、平成28年度に地元の5商店街振興組合の出資による、栄ミナミまちづくり株式会社が設立された。同社は、平成30年2月、名古屋市の都市再生推進法人の指定を受け、H28年度の社会実験から継続してまちづくり活動をすすめている。
 ・錦二丁目エリアにおいては、平成16年度に錦二丁目まちづくり連絡協議会(現「錦二丁目まちづくり協議会」)が設立され、あひす祭りや空きビルのリノベーション事業等の取組みが展開されてきた。平成23年度には、「これからの錦二丁目長者町まちづくり構想(2011～2030)」が、錦二丁目1番街区から16番街区を対象エリアとして策定され、平成29年度には、錦二丁目におけるまちづくり構想の実現に向けた各種取組みの継続的な実施を目的として、一般社団法人錦二丁目まち発展機構、錦二丁目エリアマネジメント株式会社が設立された。錦二丁目エリアマネジメント株式会社は、令和3年4月、名古屋市の都市再生推進法人の指定を受けている。
 ・令和7年度にはSRTが名古屋駅エリア～栄エリアで運行開始する。

課題
 ・栄二丁目での事業展開などを含めて、栄・伏見・大須地区の対象範囲内の回遊性を高める、地域の繋がりを強めるための、エリア内でのさらなる取組みが求められている。
 ・栄・伏見・大須地区と名古屋駅等の他エリアを結ぶ、都心全体の賑わい創出に資する取り組み(地区間の動線強化など)が期待されるが、制度面や事業費用等の面で十分に取組みしていない。
 ・久屋大通・栄地区での路上駐輪の問題は改善が図られつつあるが、歩行者通行空間の阻害要因になっており歩行者優先の賑わい空間の創出に繋がっていない。

将来ビジョン(中長期)

【栄地区ランドビジョン～さかえ魅力向上方針～(平成25年6月策定)】
 2027年に目指す栄地区の「まちづくりの目標」→栄まるごと感動空間:基本コンセプト「最高の時間と居心地を提供」
 方針3 界限性の充実 個性を持った多様で魅力的な界限の創出
 ・地元主体による魅力的なまちづくりを支援します。
 ・歴史・文化などの界限の資源を活かした魅力創出を支援し、栄地区の魅力向上につなげます。
 ・地元発意による歩行者優先の環境整備に取り組みます。
 ・栄地区内の移動をしやすくするため、歩行者の移動を支援する交通サービスの充実を図ります。
 ・若宮大通公園・ランの館を中心とした大須地区とのにぎわいの連続性を強化します。

【名古屋都市計画マスタープラン2030】(令和2年6月策定)
 都心部 リニアインパクトを最大化し、世界に冠たる「NAGOYA」の象徴たる都市空間を形成します。
 方針1 国際競争力の強化と民間投資を誘発する環境整備
 方針2 訪れたくなるワクワク感のあるまちを実現する都市魅力の向上
 方針3 都会性とゆとりが両立した名古屋ライフスタイルの実現

■重点的地域の取り組み
 ・道路空間の再編による歩行者・公共交通主体の都市空間への転換
 ・先端技術や新しい仕組みを活用した次世代型モビリティサービスによる都市の魅力と利便性の向上
 ・エリアマネジメント等のまちづくり活動の場となる公共空間の再編・創出や利活用の推進 など

【都心部まちづくりビジョン(平成31年3月策定)】(名古屋都市計画マスタープラン2030に反映)
 行政と民間で共有できる都心部の将来像として、また、その他各種まちづくり計画・構想を総括し全体の方向性を提示するものとして策定。

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方
 栄ミナミ地区の伊勢町通、呉服町通、七間町通それぞれ約270mを目安に滞在快適性等向上区域を設定し、歩道の拡幅などによりゆとりある歩行者空間を確保する。
 錦二丁目地区に滞在快適性等向上区域を設定し、歩道の拡幅などによりゆとりある歩行者空間を確保する。

滞在快適性等向上区域での取組
 伊勢町通、七間町通、呉服町通、長島町通りにおいて、市が歩道の拡幅等を行うことにより、ゆとりがあり歩きやすい歩行者空間を創出する。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値		
				基準年度	目標年度	目標年度	
歩行者通行量(休日)	人/12時間	栄・伏見・大須地区4か所の1日当たり歩行者通行量の合計人数(12時間)	整備計画に位置付けられる官民連携の施策(歩道拡幅、デジタルサイネージ、パークレット等)により、賑わいが創出され地区内の歩行者が増加する。	114,942	令和5年	120,689	令和11年
放置自転車台数	台/年	久屋大通駅、栄駅、矢場町駅周辺の放置自転車台数の合計	自転車駐車場の整備とシェアサイクルの利用促進によって、放置自転車が減少する。	812	令和5年	730	令和11年

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【活力ある都市空間の創出と回遊性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな公共空間や公有地を活用した魅力と活力のある都市空間の形成 ・まちづくり団体によるエリアマネジメントの促進 ・栄地区、伏見地区、大須地区の回遊性の向上 ・「名古屋交通計画2030」と連携し、賑わいや憩いの空間創出を推進 	<p>【協定制度等】道路占用許可特例、都市公園占用許可特例、都市利便増進協定の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ(広告塔)の管理運営 ・シェアサイクルポート(自転車駐車器具)の管理運営 ・アーチ添加広告(看板)の管理運営 ・パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営 ・パークレット添加広告(看板)の管理運営 ・木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営 ・グリーンインフラ(SDGsまちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)及び隣接する歩道上植栽の管理運営 <p>【基幹事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高質空間形成施設(緑化施設等) ・地域生活基盤施設(自転車駐車場)
<p>その他</p>	
<p>○地区内の久屋大通沿道および大津通沿道は、それぞれ都市景観形成地区に指定されており、景観形成上の配慮事項が定められている。</p> <p>○栄ミナミ地区における地元のまちづくり構想等 【栄ミナミまちづくり構想(平成28年)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■目指すまちの将来像 「歩いて、住んでも楽しいまち、栄ミナミ」 ■まちづくり方針 <ol style="list-style-type: none"> ①特徴を活かしたまちの魅力化による、賑わいあふれるまちづくり ②商業と共存する、安全・安心なまちづくり ③まちの資源を活かしたまちの交流拠点づくり <p>○錦二丁目地区における地元のまちづくり構想等 【これからの錦二丁目長者町まちづくり構想(2011～2030)】</p> <p><目指すまち></p> <ol style="list-style-type: none"> ①くらし「安心居住」…多世代が住む職住近接 ②にぎわい「元気経済」…多様な産業が混成する ③うごき「共生文化」…記憶・楽しさ・生命をわかちあいまちの気分を育む 	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等				活用する制度										
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●デジタルサイネージ(広告塔)の管理運営	R7~R11	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
2	●シェアサイクルポート(自転車駐車器具)の管理運営	R7~R11	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○		○	○							
		R7~R11	錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
3	●アーチ添加広告(看板)の管理運営	R7~R11	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
4	●有料駐輪設備(自転車等駐車器具)の管理運営	R7~R11	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)				○							
5	●パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営	R7~R11	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)				○							
6	●パークレット添加広告(看板)の管理運営	R7~R11	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
7	●木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営	R7~R11	錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)				○							
8	●グリーンインフラ(SDGsまちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)及び隣接する歩道上植栽の管理運営	R7~R11	錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)				○							

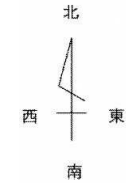
制度別詳細1(道路占有に関する事項)法第46条第10項

制度の活用計画			
占有対象施設	占有の場所(制度別詳細1-2に示す位置)	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置	
道路占有許可特例対象施設	1 デジタルサイネージ(広告塔)	市道 久屋大通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 大津通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 呉服町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 白川通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 国道19号(名古屋市中区栄二丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージ及び周辺の清掃、美化活動の実施 デジタルサイネージ周辺の異常発見時の報告 デジタルサイネージ周辺の屋外広告物の撤去等の呼びかけの実施
	2 シェアサイクルポート(自転車駐車器具)	市道 入江町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 若宮大通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 国道19号(名古屋市中区栄二丁目歩道部) 国道19号(名古屋市中区大須二丁目歩道部) 市道 大津通(名古屋市中区大須四丁目歩道部) 市道 住吉通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 長島町通(名古屋市中区錦二丁目歩道部) 市道 錦通(名古屋市中区錦二丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> シェアサイクル施設及び周辺の清掃、美化活動の実施 シェアサイクル施設周辺の異常発見時の報告 シェアサイクル施設周辺の屋外広告物の撤去等の呼びかけの実施 シェアサイクル施設周辺に放置自転車があった場合の整序化 周辺地域へのシェアサイクル利用の呼びかけの実施
	3 アーチ添加広告(看板)	市道 呉服町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> 看板を添架するアーチ周辺の清掃、美化活動の実施 看板を添架するアーチ周辺の異常発見時の報告 看板を添架するアーチ周辺の屋外広告物の撤去等の呼びかけの実施
	4 パークレット添加広告(看板)	市道 伊勢町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の清掃、美化活動の実施 施設周辺の異常発見時の報告 施設周辺の屋外広告物の撤去等の呼びかけの実施
【参考】通常の道路施設・道路占有許可対象施設	5 有料駐輪設備(自転車等駐車器具)	市道 三蔵通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 入江町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 白川通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 久屋大通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 伊勢町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 呉服町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 住吉通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 若宮通(名古屋市中区大須四丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> 路上駐輪施設及び周辺の清掃、美化活動の実施 路上駐輪施設周辺の屋外広告物の撤去等の呼びかけの実施 路上駐輪施設周辺に放置自転車があった場合の整序化(駐車場利用の呼びかけ等)の実施 路上駐輪施設周辺の商業施設、事務所等への組織を通じた従業員等への利用の呼びかけの実施 路上駐輪施設利用者に対する付加的サービスの実施
	6 パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)	市道 伊勢町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部) 市道 呉服町通(名古屋市中区栄三丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の清掃、美化活動の実施 施設周辺の異常発見時の報告 施設周辺の屋外広告物の撤去等の呼びかけの実施
	7 木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)	市道 長島町通(名古屋市中区錦二丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の清掃、美化活動の実施 施設周辺の異常発見時の報告
	8 グリーンインフラ(SDGsまちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)	市道 袋町通(名古屋市中区錦二丁目歩道部)	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の清掃、美化活動の実施 施設周辺の異常発見時の報告 隣接する歩道上植栽の維持管理の実施

制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
 事業番号 1,2,3,4

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



■道路占用許可基準特例の対象箇所

■ デジタルサイネージ(広告塔) (8箇所)

■ シェアサイクルポート(自転車駐車器具) (6箇所)

■ アーチ添加広告(看板) (3箇所)

■ パークレット添加広告(看板) (3箇所)

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

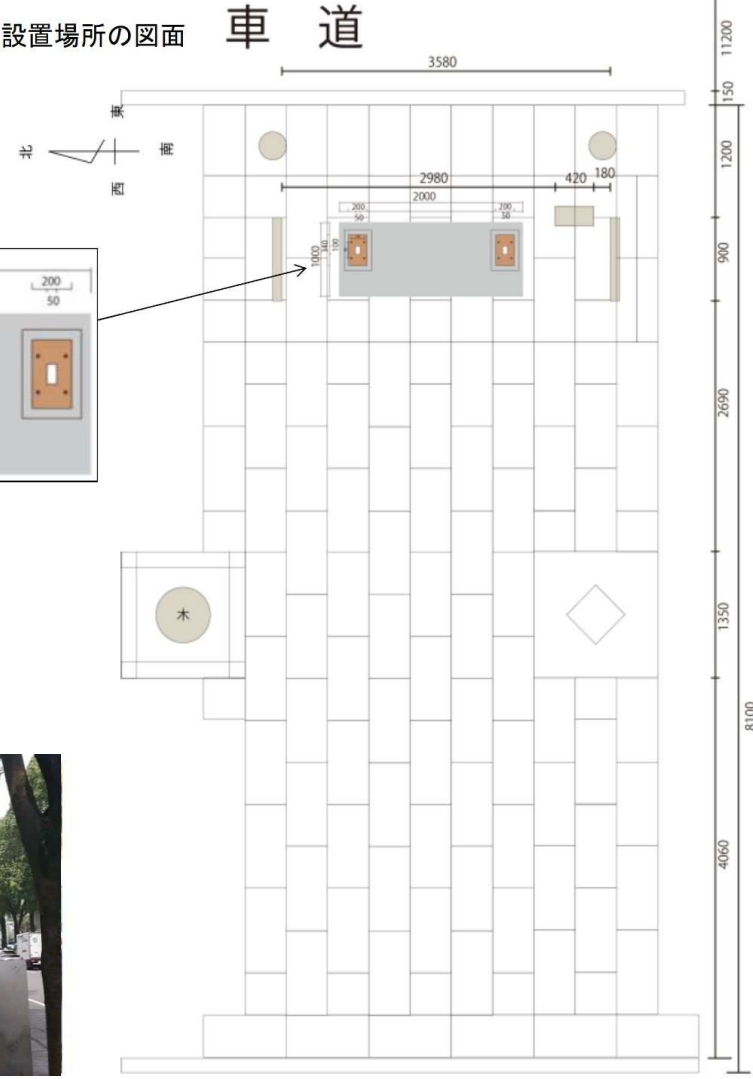
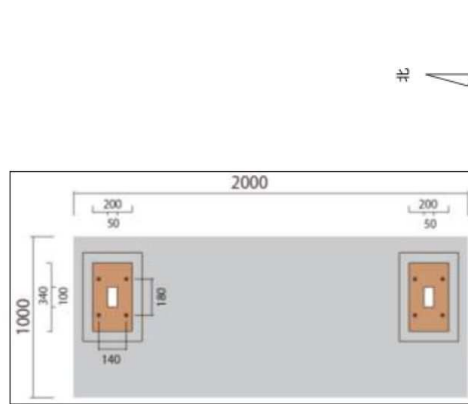
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. デジタルサイネージ(地点① 久屋大通:三越前)

■位置図 路線名:名古屋市道久屋大通 歩道部(栄3丁目)



■設置場所の図面 車道



■設置状況(R2.8撮影)



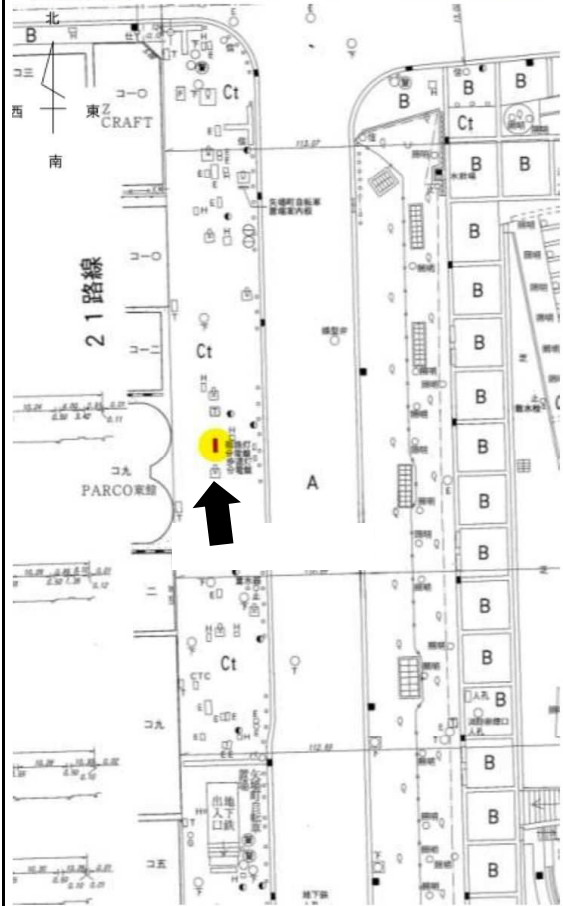
制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

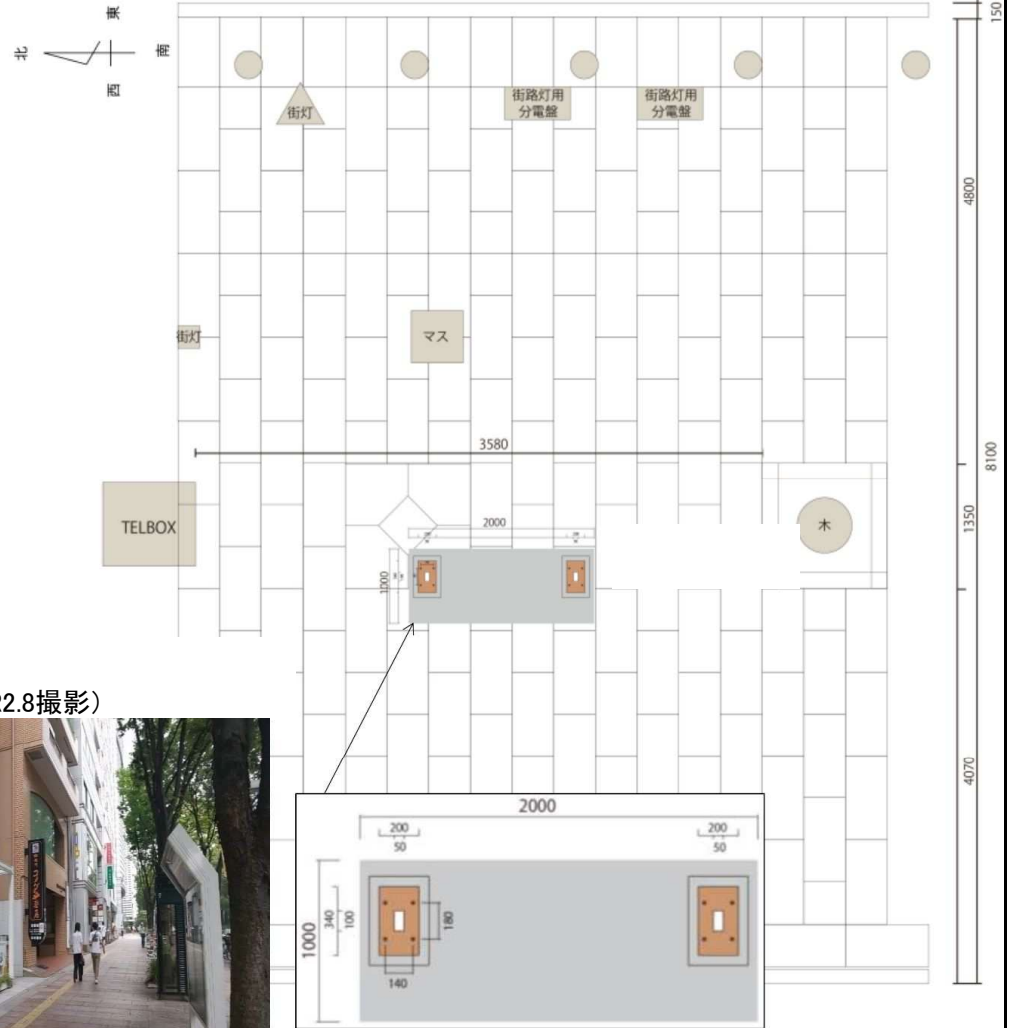
1. デジタルサイネージ(地点② 久屋大通:パルコ前)

■位置図 路線名:名古屋水道久屋大通 歩道部(矢場町駅付近)



■設置場所の図面

車道



■設置状況(R2.8撮影)



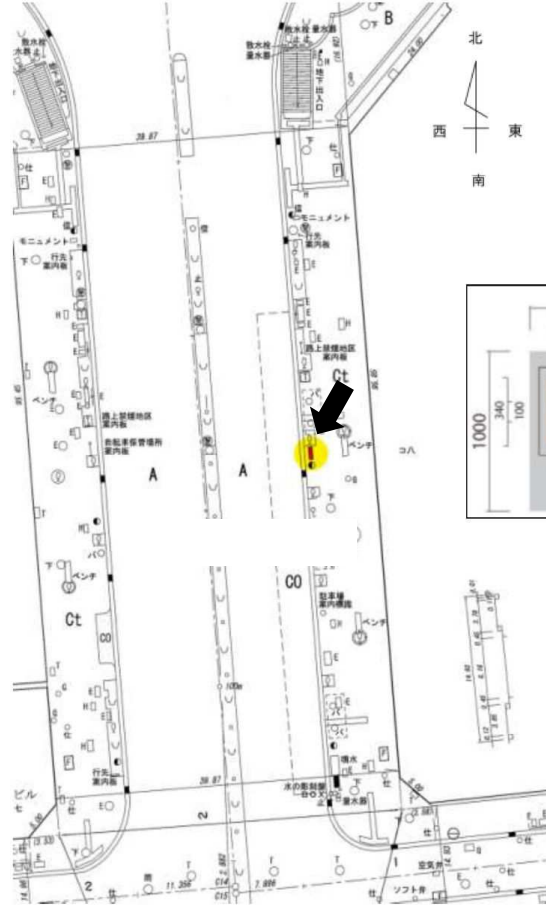
制度別詳細1-2-③(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

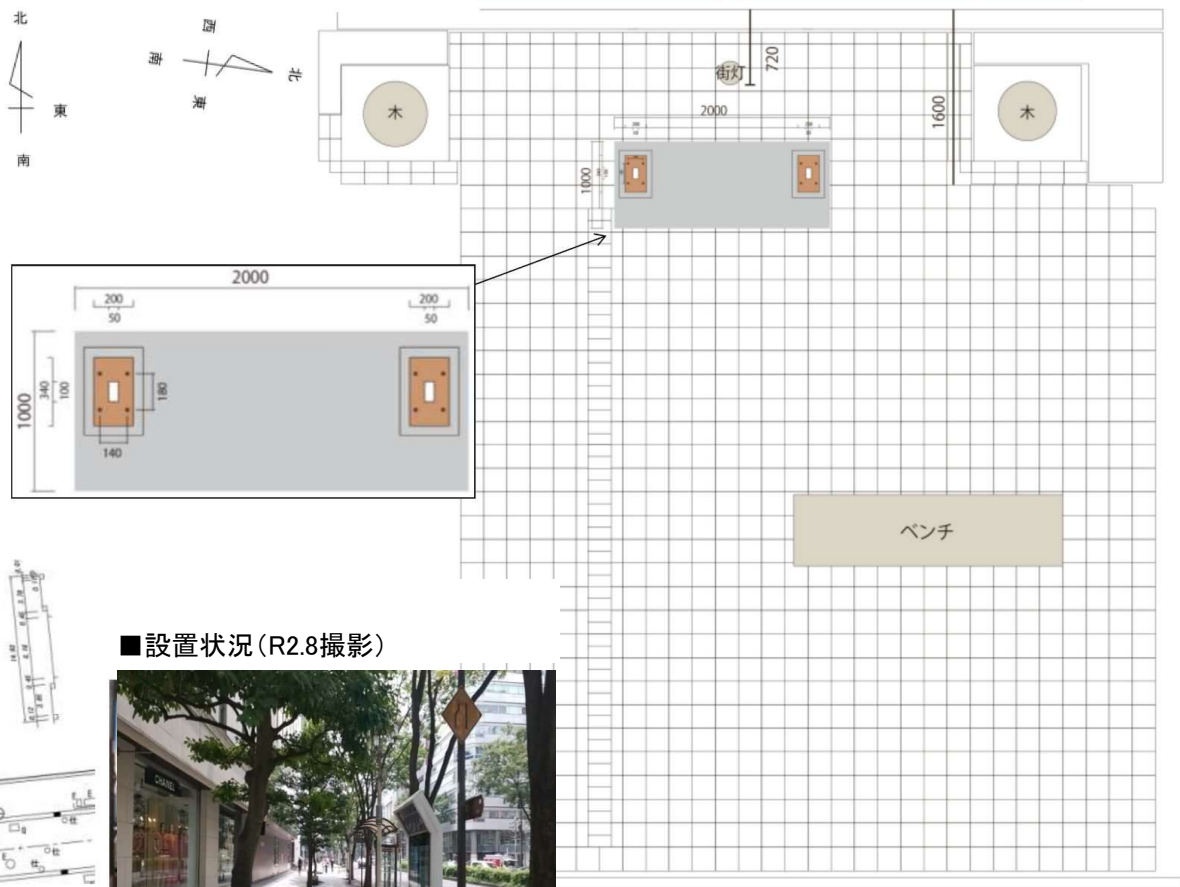
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. デジタルサイネージ(地点③ 大津通:三越前)

■位置図 路線名:名古屋市道大津通 歩道部(栄駅付近)



■設置場所の図面



■設置状況(R2.8撮影)



制度別詳細1-2-④(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. デジタルサイネージ(地点④ 大津通:電気ビル前)

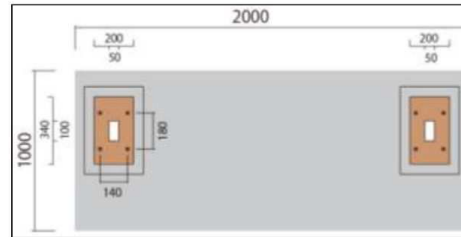
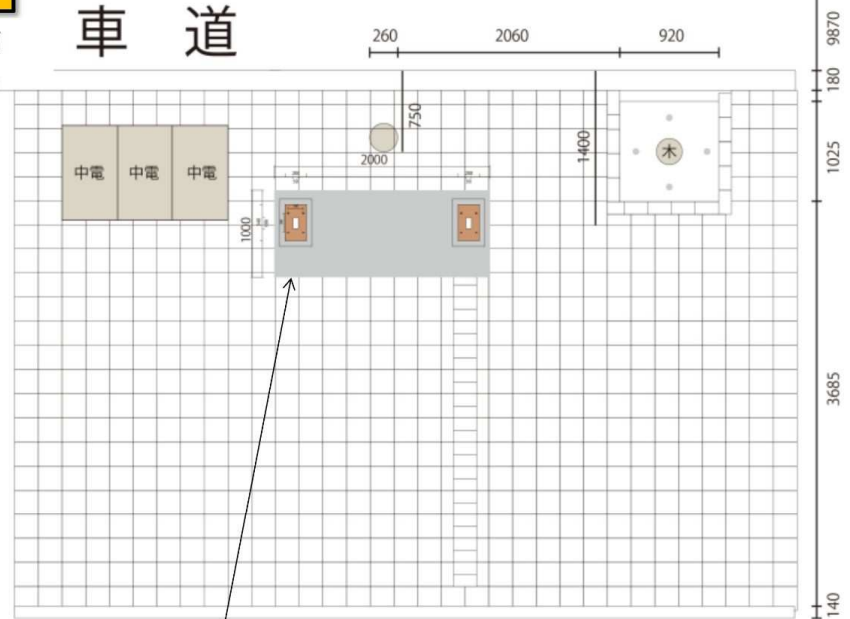
■位置図 路線名:名古屋市道大津通 歩道部



■設置場所の図面



車道



■設置状況(R2.8撮影)



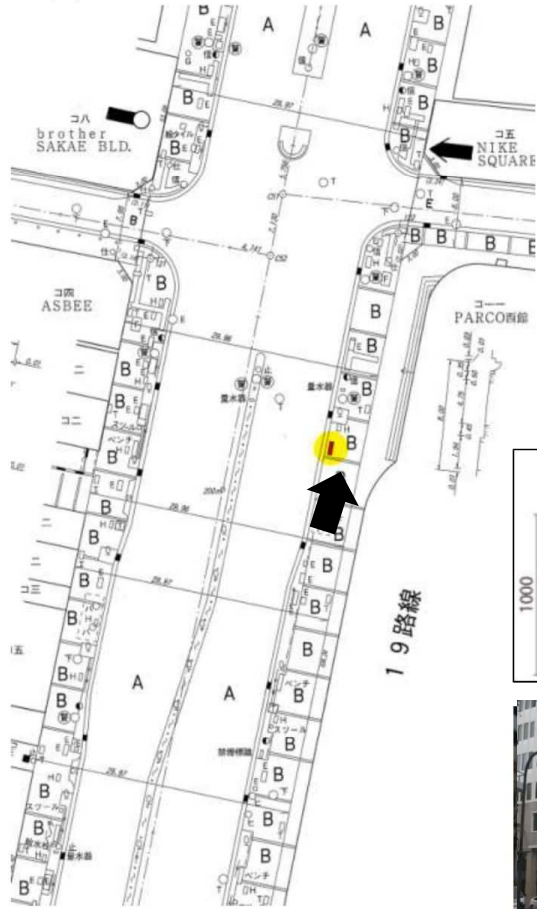
制度別詳細1-2-⑤(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

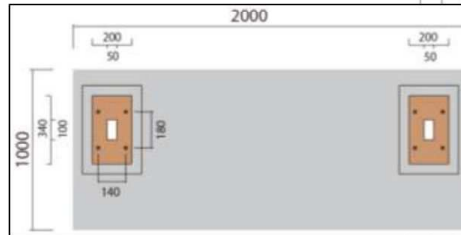
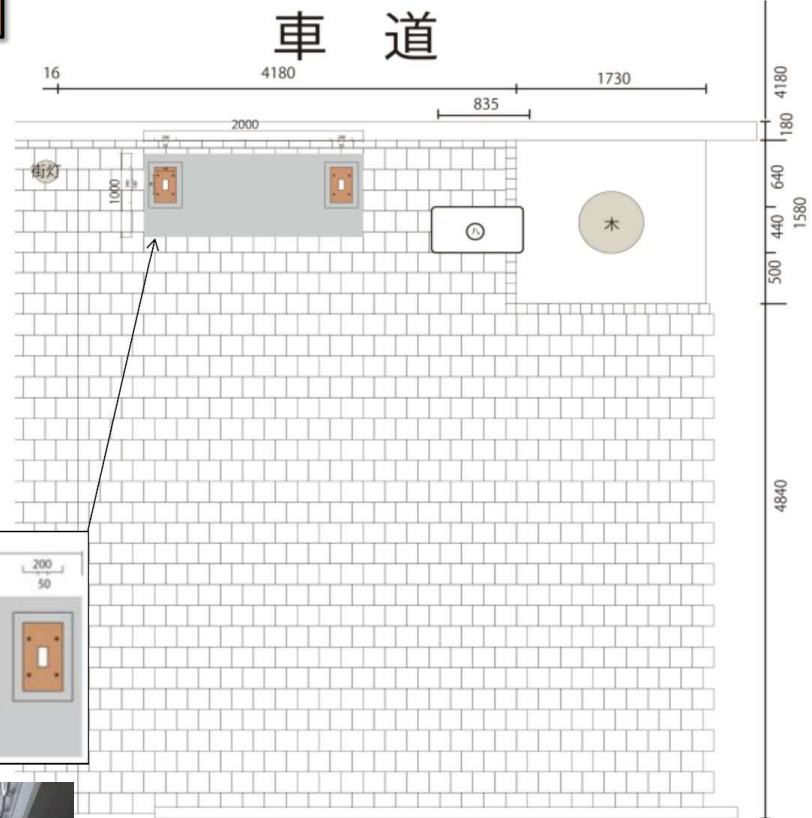
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. デジタルサイネージ(地点⑤ 大津通:パルコ前)

■位置図 路線名:名古屋市道大津通 歩道部(矢場町駅付近)



■設置場所の図面



■設置状況 (R2.8撮影)

制度別詳細1-2-⑥(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

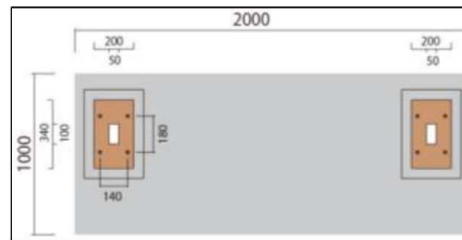
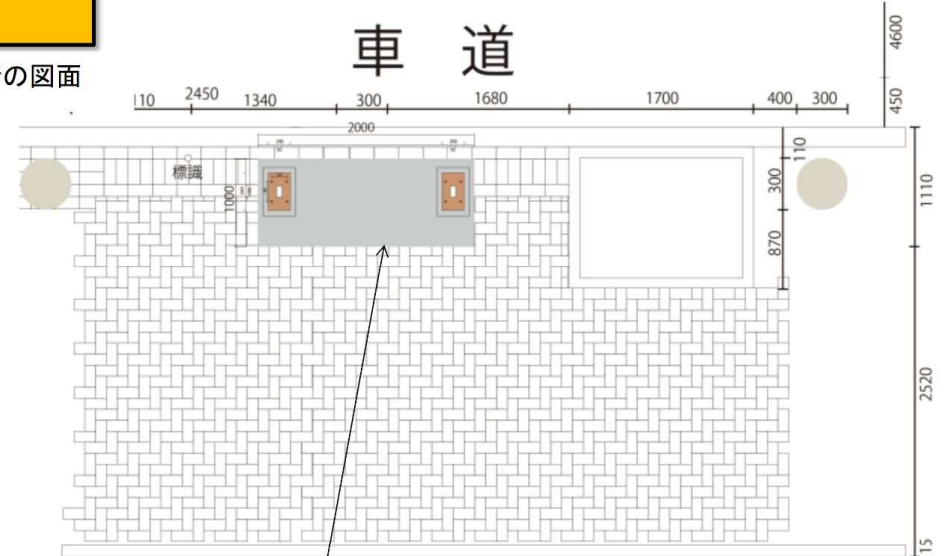
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. デジタルサイネージ(地点⑥ 白川通:ナディアパーク前)

■位置図 路線名:名古屋市道白川通 歩道部



■設置場所の図面



■設置状況(R2.8撮影)



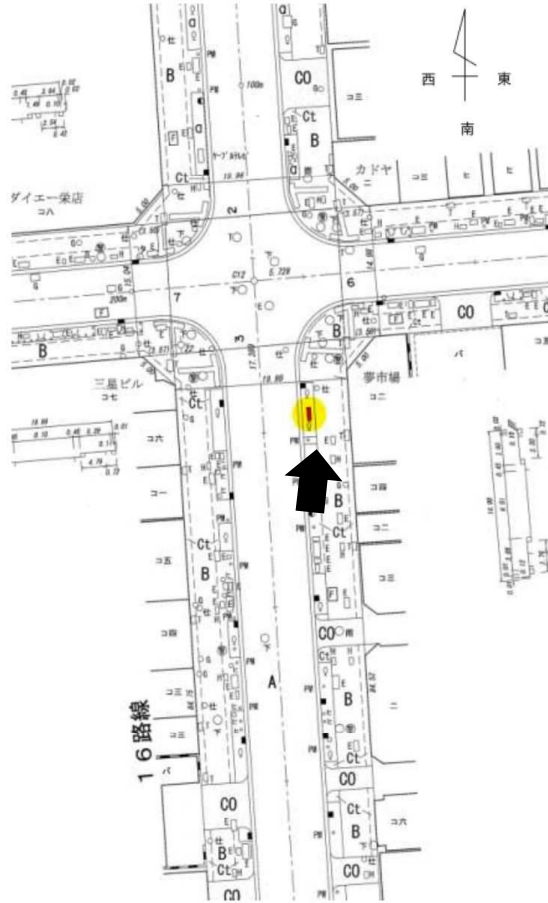
制度別詳細1-2-⑦(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

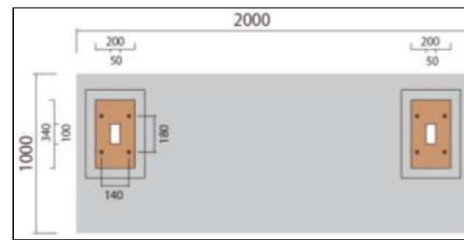
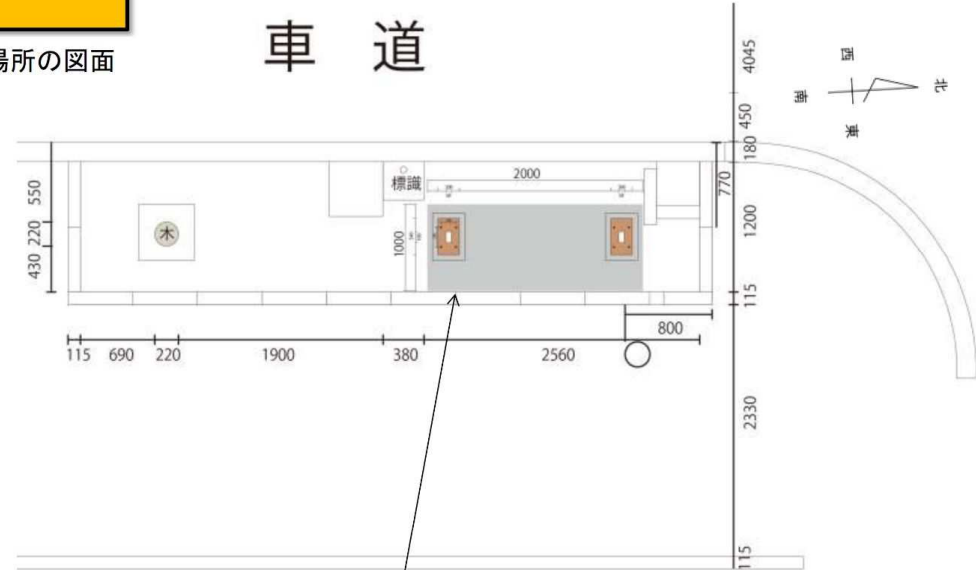
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. デジタルサイネージ(地点⑦ 呉服町通)

■位置図 路線名:名古屋道呉服町通(プリンセス大通)



■設置場所の図面



車道

■設置状況(R2.8撮影)



制度別詳細1-2-⑧(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号 1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例:デジタルサイネージ(広告塔)】

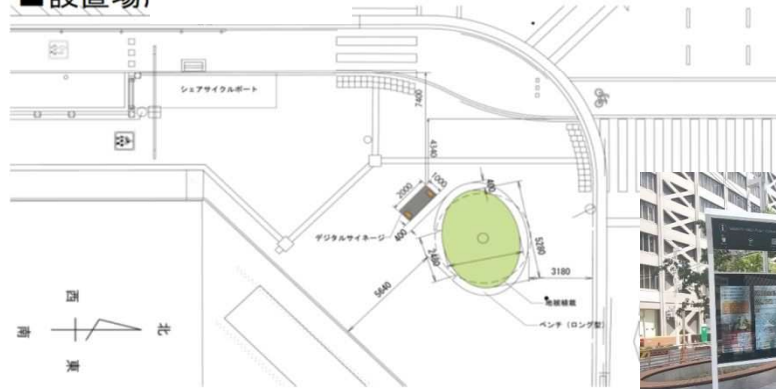
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. デジタルサイネージ(地点⑧ 広小路伏見交差点(南東))

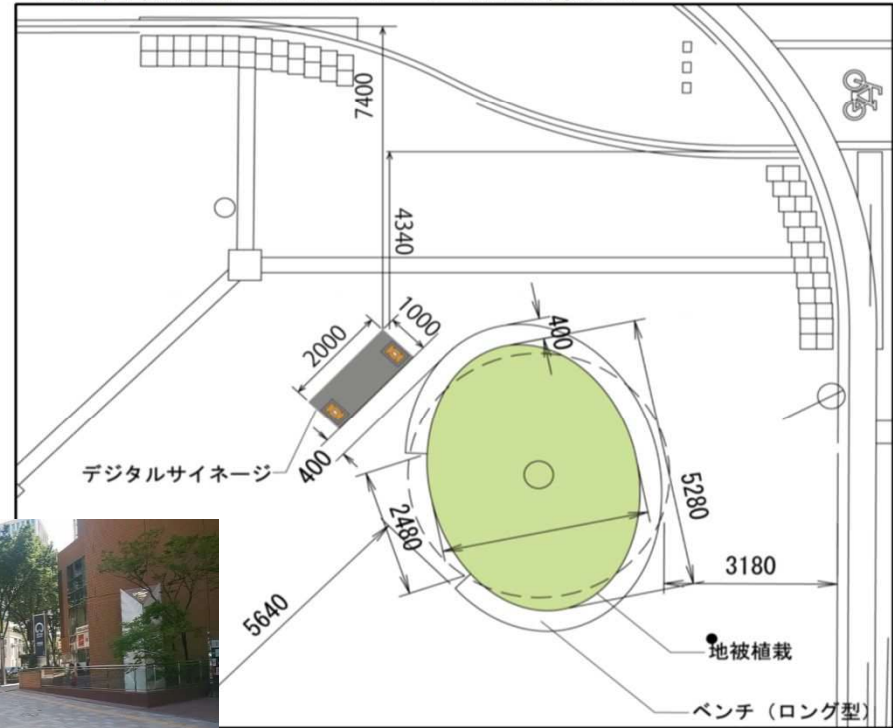
■位置図 路線名:国道19号・名古屋市道広小路通交差点(伏見駅)



■設置場



■設置場所の図面(サイネージ・花壇部拡大)



■設置状況(R2.8撮影)